# 農林水產商工常任委員会資料

(令和6年7月1日)

項	H	$\sim\sim\sim$	>
垻	Ħ	~~~;	/

■ 「物流の 2024 年問題解決に向けた官民連携プラットフォーム実務者会議」の開催 結果について

【通商物流課】 · · · · 2

■ 令和5年度鳥取県中小企業労働相談所(みなくる)の業務実績について

【雇用・働き方政策課】・・・・・ 3

## 商工労働部

### 「物流の 2024 年問題解決に向けた官民連携プラットフォーム 実務者会議」の開催結果について

令和6年7月1日 通商物流課

働き方改革関連法に基づく自動車運転業務の時間外労働年 960 時間の上限規制が令和6年4月から 適用され、いわゆる「物流の2024年問題」がスタートしたことから、運送事業関係者をはじめ、経済界 や荷主、行政機関等の官民で現状の情報共有や意見交換を行う会議を開催しました。

#### 1. 開催概要

(1) 日 時:令和6年6月11日(火)13時30分から14時30分

(2)場 所:特別会議室(議会棟)

席:鳥取県商工会議所連合会、鳥取県商工会連合会、鳥取県中小企業団体中央会、全国農業協同組合連合会、鳥取県トラック協会、日本貨物鉄道株式会社、NX 境港海陸、上組、 (3)出

厚生労働省鳥取労働局、国土交通省中国運輸局、鳥取運輸支局、鳥取県

#### (4) 出席者からの主な意見

・今のところ目立った混乱は見られないが、秋ごろから混乱してくるとみている。(経済団体)

- ・運送の時間が限られるので、一日の出荷量が減ってくるという懸念がある。別の業者に依頼するなどの対応をしているが、負担が増えた。(荷主・製造業) ・選果場が扱っている品目ごとに運送事業者が異なっており、品目によってパレット輸送か手積み
- 輸送か異なっている。今後、効率化を図っていかないといけないが、コスト面や農業従事者の高 齢化、栽培面積の減少という環境の中で取り組みにくい。(荷主・JA) ・採用に苦労しており、人手不足が続いている。荷があってもドライバーがいないこともあり、運
- 送を断ることもある。今後一層厳しい状況になるのではないか。(運送事業関係者) ・燃油高・物価高が続く厳しい状況の中で、賃金の元となる運賃が「標準的な運賃」どおりとならず、荷動きもコロナ前から十分に回復しているとはいえず苦しい。(運送事業関係者)

#### 2. 意見を踏まえた今後の対応

- ・現時点で、「物流の 2024 年問題」で大きな混乱は生じていないが、多面的な課題を抱えており、 今後大きな問題になってくることが懸念されるため、注視していくとともに、定期的な意見交換
- を実施し、官民連携して必要な対策を講じていく。 ・国に対し、「物流の 2024 年問題」関連 2 法の法令遵守の徹底及び省人化投資の推進、適正な対価 の確保による事業者の経営安定支援等の要望活動を行う。

#### 3. 県の取組

#### (1) 相談窓口の設置

物流の様々な困りごとに対応する相談窓口(とりロジダイヤル)を設置(R6.4.1)し、物流に関 する相談から法令関係などの電話対応、専門家派遣による物流改善のサポート等を実施。

#### (2)普及啓発

- ・県民に幅広くロジスティクスに関心を持ってもらうため、トリロジロゴマークデザインの募集 (応募件数:154件(6/18時点))
- ・物流の2024年をテーマとしたSNSフォト写真展の開催(8月)
- JR貨物と連携した出前授業及び伯耆大山駅見学会の開催(9月)

#### (3)人材育成

業務効率化・デジタル化等により最適なサプライチェーンマネジメントを担えるロジスティクス 人材の育成講座の実施(5/31 開催、今年度計6回の開催を予定)

· 物流効率化推進事業補助金

物流の効率化に繋がる企業の取組に対する補助事業の実施

(補助率:  $1/2\sim2/3$ 、補助上限:  $50\sim500$  万円)

モーダルシフトトライアル補助金

モーダルシフトに繋がる物流事業者の取組に対する補助事業の実施(補助額:(海上)3.5万円/ トレーラー1 台、5 万円/コンテナ 1TEU、(鉄道) 3 万円/20ft コンテナ、1.8 万円/12ft コンテナ)

#### (参考) 国の動き

R5. 6. 2	物流革新に向けた政策パッケージの策定。(我が国の物流の革新に関する関係閣僚
	会議決定)(1)商慣行の見直し、(2)物流の効率化、(3)荷主・消費者の行動変容に
	ついて、抜本的・総合的な対策を策定
R6. 2. 13	2024年問題に対応し、物流の持続的成長を図るため、「流通業務の総合化及び効率
	化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案」を閣
	議決定
R6. 4. 26	改正関連法(流通業務総合効率化法(法律の名称変更)及び貨物自動車運送事業
	法)が参院本会議で可決・成立
	① 荷主・物流事業者に対する規制的措置(荷主、物流事業者に対し、物流効率化
	のために取り組むべき措置について努力義務を課し、指導・助言等を実施等)
	② トラック事業者の取引に対する規制的措置(運送契約の締結等に際し、提供す
	る役務の内容等について記載した書面の交付等を義務付け等)
	③ 軽トラック事業者に対する規制的措置(軽トラック事業者に対し、必要な法令
	等の知識を担保するための管理者選任と講習受講、事故報告の義務付け等)

#### 令和5年度鳥取県中小企業労働相談所(みなくる)の業務実績について

令和6年7月1日 雇用人材局雇用・働き方政策課

労働問題の未然防止や企業による適切な労務管理の推進を支援するため、県内3か所(鳥取・倉吉・米子)に鳥取県中小企業労働相談所(みなくる)を設置し、専門の相談員を配置して労働者・経営者からの相談対応や労働環境の改善に資する事業を実施しています((一財)鳥取県労働者福祉協議会へ委託)。令和5年度のみなくるの業務実績を次のとおり報告します。

#### 1 労働相談への対応

- ・経営者・労働者双方からの労働・雇用相談に対する助言・情報提供を実施した。
- ・令和5年度の労働相談件数は2,711件と前年度より9.3%の減少となった。
- ・労働相談件数の内訳は「労働条件に関すること」の相談が最も多く 1,319 件(48.7%)であった。 (内容は「退職・退職金」、「労働契約」、「賃金」、「安全衛生」、「休日・休暇」、「就業規則」等)

#### (1) 相談件数の推移

(単位:件)

項目/年度	R1	R2	R3	R4	R5
労働条件に関すること	1, 282	1, 195	1, 156	1, 458	1, 319 (48. 7%)
職場の人間関係に関すること (パワハラを含む)	303	383	344	378	381 (14.0%)
勤労者福祉に関すること(保険等)	272	244	309	362	317 (11.7%)
雇用に関すること	180	194	214	292	219 (8. 1%)
職業能力開発に関すること	188	161	196	194	217 (8.0%)
男女雇用機会均等に関すること (セクハラ、育児・介護休業を含む)	46	35	35	47	35 (1.3%)
労働組合・労使関係に関すること	15	15	12	20	11 (0.4%)
その他(生活相談、苦情処理等)	339	267	281	237	212 (7. 8%)
労働相談合計	2, 625	2, 494	2, 547	2, 988	2, 711 (100. 0%)
【参考】内職紹介に関すること	546	440	346	434	441
合計(労働相談+内職紹介)	3, 171	2, 934	2, 893	3, 422	3, 152

#### (2) 日曜合同労働相談会(労使ネットとっとり)

・鳥取県労働委員会、鳥取県弁護士会、鳥取労働局、鳥取県社会保険労務士会、法テラス鳥取と共催で日曜日に相談会を開催し、平日の相談が困難な方の相談に対応した。

【東部(鳥取)】10月・3月開催 (相談件数:計12件)

【西部 (米子)】 6月・10月・3月開催 (相談件数:計18件) <u>合計:30件</u>

#### 2 労働教育

#### (1) 労働セミナー

・経営者・労働者を対象としたセミナーを鳥取、倉吉、米子の3会場で実施した。(計12回)

月	テーマ	参加者数
7月	今どきの働き方・働かせ方~最近の法改正トピックス~	98 名
9月	相手の能力や可能性を引き出すコーチング~人材育成の手助けにも活用!~	105 名
10 月	コーチングを使って社内コミュニケーション力を高めよう!	89 名
11月	事例から学ぶ!職場のハラスメント~予防のために正しい理解を~	111 名
	合計	403 名

#### (2) 出前セミナーの実施

・教育機関(高校、大学等)からの依頼により、出前セミナーを実施した。(計8回)

#### テーマ(共通):「これだけは知っておこう!働く時のルール」

月	教育機関名	参加者数
5月	国立米子工業高等専門学校	43 名
	鳥取県理容美容専門学校	54 名
6月	県立鳥取緑風高等学校定時制(昼間部)	45 名
0月	県立鳥取緑風高等学校定時制(夜間部)	2名
11月	国立米子工業高等専門学校	42 名
12 月	公立鳥取環境大学	70 名
1月	鳥取短期大学国際文化交流学科	24 名
	県立鳥取湖陵高等学校	56 名
	合計	336 名

#### 3 社内研修等への講師派遣

・企業の依頼を受け、社内で行う研修(ハラスメント防止、メンタルヘルスケア、コミュニケーション向上、労働関係法等)へ産業カウンセラー、社会保険労務士等の専門講師を派遣した。

テーマ	研修実施企業数	参加者数
ハラスメント防止	29 社	1,036名
メンタルヘルスケア	16 社	492 名
コミュニケーション関係	16 社	482 名
労働法・ワークライフバランス	3 社	116 名
アンガーマネジメント	2 社	62 名
슴計	66 社	2,188名

<sup>※</sup>アンガーマネジメント…怒りをコントロールするための心理療法プログラム

#### 4 啓発冊子等の作成

#### (1) 労働ハンドブック「THE 社会人」令和5年10月発行

- ・社会人としての心構え、労働についての基礎知識として、働くときのルールや安心して働くために知っておきたいこと、困ったときの相談窓口等についてまとめた小冊子「THE 社会人」を作成し、県内高校の3年生全員に配布した。(5,800部/県委託)
- ・さらに、希望のあった企業、大学、専門学校、就業支援機関(ハローワーク等)に も配布した。(10,000 部/(一財)鳥取県労働者福祉協議会)



#### (2)「労働相談Q&A集 改訂版」令和6年3月発行

- ・令和6年4月から労働条件通知書の記載内容や時間外労働の上限規制に変更が生じるため、令和4年度に作成したものを一部改訂した。(4,000部発行)
- ・労働法の普及啓発を図るため、事業主や労務担当者、労働団体や関係機関等へ無料配布を行っている。

